

JR精神障害者割引制度の利用に必要な手続きについて

【要件】 精神障害者保健福祉手帳の顔写真の貼付がある方
手帳に旅客運賃減額の記載のある方

※上記要件に該当しない方は、市町村の申請窓口で手続きが必要です。

①写真の貼付がない方

3 cm
写真
ベスト半截
4 cm
刻印

氏名
生年月日
住所
障害等級
手帳番号

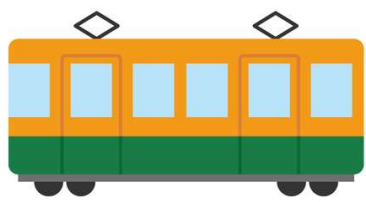
交付日 年 月 日
有効期限 年 月 日

旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額 第一種・第二種
群馬県 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

〇〇市

②旅客運賃減額の記載がない方



①写真の貼付がない方

申請窓口にて再交付申請（写真貼付ありへの変更）をお願いします。写真1枚（縦4 cm×横3 cm 脱帽・上半身 申請時から1年以内に撮影したもの）を添えてください。この場合、県で決定を行い、スタンプ押印済の手帳を交付します。

②旅客運賃減額の記載がない方

申請窓口でお手持ちの手帳にスタンプを押印します。

※令和6年11月以降に手帳を交付予定（新規・更新）の方は、手続き不要です（押印済の手帳を交付）

【JR精神障害者割引制度の概要】

※令和7年4月1日より導入

1 介護者の方と一緒にご利用になる場合

- (1) 手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただけます。
(2) 割引となる介護者の方は1名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方と介護者の方	・普通乗車券・回数乗車券・普通急行券 ・定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	5割
12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	5割

2 手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合

片道の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方・第2種精神障害者の方	・普通乗車券	5割

※ 第1種は障害等級1級に該当する方、第2種はそれ以外の障害等級（2・3級）に該当する方

★割引制度の詳細についてはJRグループにお問合せください。

【申請窓口や手続き関すること】

館林市役所 社会福祉課 障がい福祉係 TEL：0276-47-5128